

心理的負荷の強度の評価表(案)

(特別な出来事)

特別な出来事の種類	心理的負荷の総合評価を「強」とするもの
心理的負荷が極度のもの	・ 生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした(業務上の傷病により6か月を超えて療養中に症状が急変し極度の苦痛を伴った場合を含む) ・ 業務に関連し、他人を死亡させ、又は生死にかかわる重大なケガを負わせた(故意によるものを除く。) ・ 強姦や、本人の意思を抑圧して行われたわいせつ行為などのセクシュアルハラスメントを受けた ・ その他、上記に準ずる程度の心理的負荷が極度と認められるもの
極度の長時間労働	・ 発症直前の1か月におおむね160時間を超えるような、又はこれに満たない期間にこれと同程度の(例えば3週間におおむね120時間以上の)時間外労働を行った(休憩時間は少ないが待ち時間が多い場合等、労働密度が特に低い場合を除く)

※ 上記の「特別な出来事」に該当しない場合には、それぞれの関連項目により評価する。

(総合評価における共通事項)

1 出来事後の状況の評価に共通の視点

出来事後の状況として、表に示す「心理的負荷の総合評価の視点」のほか、以下に該当する状況のうち、著しいものは総合評価を強める要素として考慮する。

- ① 仕事の裁量性の欠如(他律性、強制性の存在)。具体的には、仕事が孤独で単調となった、自分で仕事の順番・やり方を決めることができなくなった、自分の技能や知識を仕事で使うことが要求されなくなった等。
- ② 職場環境の悪化。具体的には、騒音、照明、温度(暑熱・寒冷)、湿度(多湿)、換気、臭気の悪化等。
- ③ 職場の支援・協力等(問題への対処等を含む)の欠如。具体的には、仕事のやり方の方の見直し改善、応援体制の確立、責任の分散等、支援・協力がなされていない等。
- ④ 上記以外の状況であって、出来事に伴って発生したと認められる状況(他の出来事と評価できるものを除く。)

2 恒常的長時間労働が認められる場合の総合評価

具体的出来事の心理的負荷の強度が労働時間を加味せずに「中」程度と評価される場合であって、出来事の後に恒常的な長時間労働(月の平均が100時間程度となる時間外労働)が認められる場合には、総合評価は「強」とする。

具体的出来事の心理的負荷の強度が労働時間を加味せずに「中」程度と評価される場合であって、出来事の前に恒常的な長時間労働(月の平均が100時間程度となる時間外労働)が認められ、出来事後すぐに(出来事後おおむね10日以内に)発病に至っている場合には、総合評価は「強」とする。

具体的出来事の心理的負荷の強度の評価が、労働時間を加味せずに「弱」程度と評価される場合であって、出来事の前及び後に恒常的な長時間労働(月の平均が100時間程度となる時間外労働)が認められる場合には、総合評価は「強」とする。

出来事の種類	平均的な心理的負荷の強度			心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
	具体的出来事	心理的負荷の強度			弱	中	強
		I	II				
① 事故や災害の体験	重度の病気やケガをした		☆	・ 病気やケガの程度 ・ 後遺障害の程度、社会復帰の困難性等	【解説】 右の程度に至らない病気やケガについて、その程度等から「弱」又は「中」と評価。	○ 重度の病気やケガをした。 【解説】 ・ 長期間（おおむね2か月以上）の入院を要する、又は労災の障害年金に該当するような後遺障害を残す業務上の病気やケガをした ・ 業務上の傷病により6か月を超えて療養中の者について、当該傷病により社会復帰が困難な状況にあった、死の恐怖や強い苦痛が生じた	
② 悲慘な事故や災害の体験（目撃）をした。	悲慘な事故や災害の体験（目撃）をした。		☆	・ 本人が体験した場合、予感させる被害の程度 ・ 他人の事故を目撃した場合、被害の程度や被害者との関係等	【解説】 ・ 業務に関連し、本人の負傷は軽症・無傷で、悲慘とまではいえない事件・事故の体験（目撃）をした	○ 悲慘な事故や災害の体験（目撃）をした 【解説】 ・ 業務に関連し、被災者が死亡する事故、多量の出血を伴うような事故等特に悲慘な事故であって、本人が巻き込まれる可能性がある状況や、本人が被災者を救助することができたかもしれない状況に伴う事故を目撃した（傍観者的な立場での目撃は、「強」になることはまれ）	
③ 業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした		☆	・ 事故の大きさ、内容及び加害の程度 ・ ペナルティ・責任追及の有無及び程度、事後対応の困難性等	【解説】 負わせたケガの程度、事後対応の内容等から「弱」又は「中」と評価。	○ 業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした 【解説】 ・ 業務に関連し、他人に重度の病気やケガ（長期間（おおむね2か月以上）の入院を要する、又は労災の障害年金に該当するような後遺障害を残す病気やケガ）を負わせ、事後対応にも当たった ・ 他人に負わせたケガの程度は重度では無いが、事後対応に多大な労力を費した（減給、降格等の重いペナルティを課された、職場の人間関係が著しく悪化した等を含む）	

出来事の種類	平均的な心理的負荷の強度			心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
	具体的出来事	心理的負荷の強度			弱	中	強
		I	II				
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした			・ 失敗の大きさ・重大性、社会的反響の大きさ、損害等の程度 ・ ペナルティ・責任追及の有無及び程度、事後対応の困難性等 ☆	【解説】 ・ 倒産の程度、事後対応の内容等から「弱」又は「中」と評価 ミスの程度、事後対応の内容等から「弱」又は「中」と評価	○ 会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをし、事後対応にも当たった。 【解説】 ・ 会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミス(倒産を招きかねないミス、大幅な業績悪化に繋がるミス、会社の信用を著しく傷つけるミス等)をし、事後対応にも当たった ・ 「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミス」とまでは言えないが、その事後対応に多大な労力を要した(懲戒処分、降格、月給額を超える賠償責任の追及等重いペナルティを課された、職場の人間関係が著しく悪化した等を含む)	
	会社で起きた事故(事件)について、責任を問われた		☆	・ 事故の内容、関与・責任の程度、社会的反響の大きさ、ペナルティの有無及び程度、責任追及の程度、事後対応の困難性等 (注) この項目は、部下が起こした事故等、本人が直接引き起こしたものであるが、本人が直接引き起こしたものでない事故(事件)について、監督責任等を問われた場合の心理的負荷を評価する。本人が直接引き起こした事故等については、項目4で評価する。	○ 会社で起きた事故(事件)について、責任を問われた 【解説】 ・ 立場や職責に応じて事故(事件)の責任(監督責任等)を問われ、何らかの事後対応を行った	【解説】 ・ 重大な事故(事件)(倒産を招きかねない事態や大幅な業績悪化に繋がる事態、会社の信用を著しく傷つける事態、他人を死亡させ、又は生死に関わるケガを負わせる事態等)の責任(監督責任等)を問われ、事後対応に多大な労力を費した ・ 重大とまではいえない事故(事件)ではあるが、その責任(監督責任等)を問われ、立場や職責を大きく上回る事後対応を行った(減給、降格等の重いペナルティが課された等を含む)	
	自分の関係する仕事で多額の損失が生じた		☆	・ 損失等の程度、社会的反響の大きさ等 ・ 事後対応の困難性等 (注) この項目は、取引先の倒産など、多額の損失等が生じた原因に本人が関与していないものの、それに伴う対応等による心理的負荷を評価する。本人のミスによる多額の損失等については、項目4で評価する。	○ 自分の関係する仕事で多額の損失を出した。 【解説】 ・ 多額の損失等が生じ、何らかの事後対応を行った	【解説】 ・ 会社の経営に影響するなどの特に多額の損失(倒産を招きかねない損失、大幅な業績悪化に繋がる損失等)が生じ、倒産を回避するための金融機関や取引先への対応等の事後措置に多大な労力を費した	

出来事の種類	平均的な心理的負荷の強度			心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
	具体的出来事	心理的負荷の強度			弱	中	強
		I	II				
	違法行為を強要された		☆	・ 違法性の程度、強要の程度（頻度、方法）等 ・ 事後のペナルティの程度、事後対応の困難性等	【解説】 ・ 業務に関連し、商慣習としてはまれに行われるような違法行為を求められたが、拒むことにより終了した	○ 違法行為を強要された 【解説】 ・ 業務に関連し、商慣習としてはまれに行われるような違法行為を命じられ、これに従った	【解説】 ・ 業務に関連し、重大な違法行為（人の生命に関わる違法行為、発覚した場合に会社の信用を著しく傷つける違法行為）を命じられた ・ 業務に関連し、反対したにもかかわらず、違法行為を執拗に命じられ、やむなくそれに従った ・ 業務に関連し、重大な違法行為を命じられ、何度もそれに従った ・ 業務に関連し、強要された違法行為が発覚し、事後対応に多大な労力を要した（重いペナルティを課された等を含む）
	達成困難なノルマが課された		☆	・ ノルマの内容、困難性、強制的な程度、達成できなかった場合の影響、ペナルティの有無等 ・ その後の業務内容・業務量の程度、職場の人間関係等	【解説】 ・ 同種の経験等を有する労働者であれば達成可能なノルマを課された ・ ノルマではない業績目標が示された（当該目標が、達成を強く求められるものではなかった）	○ 達成困難なノルマが課された 【解説】 ・ 達成は容易ではないものの、客観的にみて、努力すれば達成も可能であるノルマが課され、この達成に向けた業務を行った	【解説】 ・ 客観的に、相当な努力があっても達成困難なノルマが課され、達成できない場合には重いペナルティがあると予告された
	ノルマが達成できなかった		☆	・ 達成できなかったことによる経営上の影響度、ペナルティの程度等 ・ 事後対応の困難性等 （注）期限に至っていない場合でも、達成できない状況が明らかになった場合にはこの項目で評価する。	【解説】 ・ ノルマが達成できなかったが、何ら事後対応は必要なく、会社から責任を問われること等もなかった ・ 業績目標が達成できなかったものの、当該目標の達成は、強く求められていたものではなかった	○ ノルマが達成できなかった 【解説】 ・ ノルマが達成できなかったことによりペナルティ（昇進の遅れ等を含む。）があった	【解説】 ・ 経営に影響するようなノルマ（達成できなかったことにより倒産を招きかねないもの、大幅な業績悪化につながるもの、会社の信用を著しく傷つけるもの等）が達成できず、そのため、事後対応に多大な労力を費した（懲戒処分、降格、左遷、賠償責任の追及等重いペナルティを課された等を含む）

出来事の種類	平均的な心理的負荷の強度			心理的負荷の総合評価の視点		心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例	
	心理的負荷の強度						
	I	II	III				
新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった		☆		- 新規業務の内容、本人の職責、困難性の程度、能力と業務内容のギャップの程度等 - その後の業務内容、業務量の程度、職場の人間関係等	【解説】 軽微な新規事業等（新規事業であるが、責任が大きいとはいえないもの）の担当になった	中	【解説】 新規事業等（新規プロジェクト、新規の研究開発、会社全体や採算部門の建て直し等、成功に対する高い評価が期待されやりの大きい）の担当になった。
	顧客や取引先から無理な注文を受けた。	☆		- 顧客・取引先の重要性、要求の内容等 - 事後対応の困難性等	【解説】 顧客や取引先から無理な注文を受けた	中	【解説】 顧客や取引先から無理な注文を受けた
顧客や取引先からクレームを受けた		☆		- 顧客・取引先の重要性、会社に与えた損害の内容、程度等 - 事後対応の困難性等 （注）この項目は、本人に過失のないクレームについて評価する。本人のミスによるものは、項目4で評価する。	【解説】 顧客等からクレームを受けたが、特に対応を求められるものでなく、取引関係や、業務内容・業務量に大きな変化もなかった	中	【解説】 顧客や取引先から重大なクレーム（大口の顧客等の喪失を招きかねないもの、会社の信用を著しく傷つけるもの等）を受け、その解消のために他部門や別の取引先と困難な調整を行った
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	☆		説明会等の規模、業務内容と発表内容のギャップ、強要・責任、事前準備の程度等	【解説】 説明会等の内容や事前準備の程度、本人の経験等から評価するが、「強」になることはまれ	中	【解説】 説明会等の内容や事前準備の程度、本人の経験等から評価するが、「強」になることはまれ
上司が不在になることにより、その代行を任された		☆		- 代行した業務の内容、責任の程度、本来業務との関係、能力・経験とのギャップ、職場の人間関係等 - 代行期間等	【解説】 代行により課せられた責任の程度、その期間や代行した業務内容、本人の過去の経験等とのギャップ等から評価するが、「強」になることはまれ	中	【解説】 代行により課せられた責任の程度、その期間や代行した業務内容、本人の過去の経験等とのギャップ等から評価するが、「強」になることはまれ
	顧客や取引先からクレームを受けた	☆		- 顧客・取引先の重要性、会社に与えた損害の内容、程度等 - 事後対応の困難性等 （注）この項目は、本人に過失のないクレームについて評価する。本人のミスによるものは、項目4で評価する。	【解説】 顧客等からクレームを受けたが、特に対応を求められるものでなく、取引関係や、業務内容・業務量に大きな変化もなかった	中	【解説】 顧客や取引先から重大なクレーム（大口の顧客等の喪失を招きかねないもの、会社の信用を著しく傷つけるもの等）を受け、その解消のために他部門や別の取引先と困難な調整を行った

出来事の種類	平均的な心理的負荷の強度			心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
	I	II	III		弱	中	強
15 ③仕事の量・質	仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった	☆		- 業務の困難性、能力・経験と業務内容のギャップ等 - 時間外労働、休日労働、業務の密度の変化の程度、仕事内容、責任の変化の程度等	【解説】 - 仕事内容の変化が容易に対応できるもの(※)であり、変化後の業務の負荷が大きくなかった ※ 会議・研修等の参加の強制、職場のOA化の進展、部下の増加、同一事業場内の所属部署の統廃合、担当外業務としての非正規職員の教育等	○ 仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった 【解説】 担当業務内容の変更、取引量の急増等により、仕事内容、仕事量の大きな変化が生じた	【解説】 - 仕事量が著しく増加し時間外労働も大幅に増えるなどの状況になり、その後の業務に多大な労力を費した(休憩・休日を確保するのが困難なほどの状態となった等を含む) - 過去に経験したことがない仕事内容に変更となり、常時緊張を強いられる状態となった
16	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	★		- 業務の困難性 - 長時間労働の継続期間 (注)この項目の「時間外労働」は、すべて休日労働時間を含む。 (注)発病前おおむね6か月において、特定の月のみ時間外労働が80時間を超えているような場合には、仕事量に変化があったといえることから、項目15でも評価する。	【解説】 1か月に80時間未満の時間外労働を行った	○ 1か月に80時間以上の時間外労働を行った	【解説】 - 発症直前の連続した2か月間に、1月当たり120時間以上の時間外労働を行い、その業務内容が通常その程度の労働時間を要するものであった - 発症直前の連続した3か月間に、1月当たり100時間以上の時間外労働を行い、その業務内容が通常その程度の労働時間を要するものであった
17	2週間以上にわたって連続勤務を行った	★		- 業務の困難性、能力・経験と業務内容のギャップ等 - 時間外労働、休日労働、業務密度の変化の程度、業務内容、責任の変化の程度等	【解説】 休日労働を行った	○ 2週間(12日)以上にわたって連続勤務を行った	【解説】 1か月以上にわたって連続勤務を行った(1日あたりの労働時間が特に短い場合、待ち時間が多い等の労働密度が特に低い場合を除く) 2週間連続勤務を行い、その間、連日、深夜時間帯に及ぶ労働を行った
18	勤務形態に変化があった	☆		交替制勤務、深夜勤務等変化の程度、変化後の状況等 (注)仕事内容、仕事量の変化を伴う場合は、項目15で評価する。	○ 勤務形態に変化があった	【解説】 変更後の勤務形態の内容、一般的な日常生活とのギャップ等から評価するが、「強」になることはまれ	

出来事の種類	平均的な心理的負荷の強度			心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
	具体的出来事	心理的負荷の強度			弱	中	強
		I	II				
	仕事のペース、活動の変化があった	☆		・ 変化の程度、強制性、変化後の状況等 (注) 仕事内容、仕事量(労働時間)の変化を伴う場合は、項目15で評価する。	○ 仕事のペース、活動の変化があるが、「強」になることはまれ	【解説】 仕事のペースの変化の程度、労働者の過去の経験等とのギャップ等から評価するが、「強」になることはまれ	
④役割・地位の変化等	退職を強要された		☆	・ 解雇又は退職強要の経過、強要の程度、職場の人間関係等	【解説】 退職勧奨が行われたが、その方法、頻度等からして強要とはいえない場合には、その方法等から「弱」又は「中」と評価	○退職を強要された 【解説】 ・退職の意思のないことを表明しているにもかかわらず、執拗に退職を求められた ・恐怖感を抱かせる方法を用いて退職勧奨された ・突然解雇の通告を受け、何ら理由が説明されることなく、説明を求めても応じられず、撤回されることもなかった	
	配置転換があった		☆	・ 職種、職務の変化の程度、配置転換の理由・経過等 ・ 業務の困難度、能力・経験と業務内容のギャップ等 ・ その後の業務内容、業務量の程度、職場の人間関係等 (注) 出向を含む。	○ 配置転換があった (注) ここでの「配置転換」は、所属部署(担当係等)、勤務場所の変更を指し、転居を伴うものを除く。	【解説】 ・過去に経験した業務と全く異なる質の業務に従事することとなったため、配置転換後の業務に対応するのに多大な労力を費した ・配置転換後の地位が、過去の経験からみて異例なほど重い責任が課されるものであった ・左遷された(明らかな降格であって配置転換としては異例なものであり、職場内で孤立した状況になった)	
	転動をした		☆	・ 職種、職務の変化の程度、転勤の理由・経過、転居の有無、単身赴任の有無、海外の治安の状況等 ・ 業務の困難度、能力・経験と業務内容のギャップ等 ・ その後の業務内容、業務量の程度、職場の人間関係等	○ 転動をした (注) ここでの「転動」は、勤務場所の変更であって転居を伴うものを指す。 なお、業務内容の変化について評価は、項目21に準じて判断する。	【解説】 ・転勤先は初めて赴任する外国であって現地の職員との会話が不能、治安状況が不安といったような事情から、転勤後の業務遂行に著しい困難を伴った	

出来事の種類	平均的な心理的負荷の強度			心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
	具体的出来事	心理的負荷の強度			弱	中	強
		I	II				
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった		☆	- 業務の変化の程度等 - その後の業務内容、業務量の程度、職場の人間関係等	【解説】 複数名で担当していた業務を一人で担当するようになったが、業務内容・業務量はほとんど変化がなかった	○ 複数名で担当していた業務を一人で担当するようになった 【解説】 複数名で担当していた業務を一人で担当するようになり、業務内容・業務量に何らかの変化があった。	【解説】 業務を一人で担当するようになったため、業務量が著しく増加し時間外労働が大幅に増えるなどの状況になり、かつ、必要な休憩・休日も取れない等常時緊張を強いられるような状態となった
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた		☆	- 差別・不利益取扱いの理由・経過、内容、程度、職場の人間関係等 - その継続する状況	【解説】 社員間に処遇の差異があるが、その差は小さいものであった	○ 非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた 【解説】 - 非正規社員であるとの理由、又はその他の理由により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた - 業務の遂行から疎外・排除される取扱いを受けた	【解説】 仕事上の差別、不利益取扱いの程度が著しく大きく、人格を否定するようなものであって、かつこれが継続した
	自分の昇格・昇進があった	☆		- 職務・責任の変化の程度等 - その後の業務内容、職場の人間関係等 (注)昇格・昇進により業務量が大きく変化した場合には、項目15で評価する	○ 自分の昇格・昇進があった	【解説】 本人の経験等と著しく乖離した責任が課せられる等の場合に、昇進後の職責、業務内容等から評価するが、「強」になることはまれ	
	部下が減った	☆		- 職場における役割・位置付けの変化、業務の変化の内容・程度等 - その後の業務内容、職場の人間関係等 (注)部下が減ったことにより業務量が大きく変化した場合には、項目15で評価する	○ 部下が減った	【解説】 部下の減少がペナルティの意味を持つものである等の場合に、減少の程度(人数等)等から評価するが、「強」になることはまれ	
	早期退職制度の対象となった	☆		対象者選定の合理性、代償措置の内容、制度の事前周知の状況、その後の状況、職場の人間関係等	○ 早期退職制度の対象となった	【解説】 制度の創設が突然であり退職までの期間が短い等の場合に、対象者選定の基準等から評価するが、「強」になることはまれ	

出来事の種類	平均的な心理的負荷の強度			心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
	具体的出来事	心理的負荷の強度			弱	中	強
		I	II				
⑤対人関係	非正規社員である自分の契約満了が迫った	★			・ 契約締結時、期間満了前の説明の有無、その内容、その後の状況、職場の人間関係等	○ 非正規社員である自分の契約満了が迫った	【解説】 事前の説明に反した突然の契約終了（不更新）通告であり契約終了までの期間が短かった等の場合に、その経過等から評価するが、「強」になることはまれ
	ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた			☆	・ 嫌がらせ、いじめ、暴行の内容、程度 ・ その継続する状況 (注)上司と業務をめぐる方針等において対立が生じた場合は、項目30等で評価する。	○ ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	【解説】 ・ 部下に対する上司の言動が、業務指導の範囲を逸脱しており、その中に人格や人間性を否定するような言動が含まれ、かつ、これが執拗に行われた ・ 同僚等による多数数が結託しての人格や人間性を否定するような言動が執拗に行われた ・ 治療を要する程度の暴行を受けた
	上司とのトラブルがあった		☆		・ トラブルの内容、内容、程度等 ・ その後の業務への支障等	○ 上司とのトラブルがあった	【解説】 ・ 業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような大きな対立が上司との間に生じ、その後の業務に大きな支障を来した
	同僚とのトラブルがあった		★		・ トラブルの内容、内容、程度、同僚との職務上の関係等 ・ その後の業務への支障等	○ 同僚とのトラブルがあった	【解説】 ・ 業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような大きな対立が多数の同僚との間に生じ、その後の業務に大きな支障を来した
	部下とのトラブルがあった		☆		・ トラブルの内容、内容、程度等 ・ その後の業務への支障等	○ 部下とのトラブルがあった	【解説】 ・ 業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような大きな対立が多数の部下との間に生じ、その後の業務に大きな支障を来した

出来事の種類	平均的な心理的負荷の強度			心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例			
	具体的出来事	心理的負荷の強度			弱	中	強	
		I	II					III
33	理解してくれていた人の異動があった	☆			○ 理解してくれていた人の異動があった			
34	上司が変わった	☆		(注)上司が変わったことにより、当該上司との関係に問題が生じた場合には、項目30で評価する	○ 上司が変わった			
35	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	☆			○ 同僚等の昇進・昇格等があり、昇進で先を越された			
36	⑥セクシュアルハラスメントを受けた	☆		・セクシュアルハラスメントの内容、程度等 ・ その継続する状況 ・ 会社の対応の有無及び内容、改善の状況、職場の人間関係等	【解説】 ・ 「○○ちゃん」等のセクシュアルハラスメントに当たる発言をされた場合 ・ 職場内に水着姿の女性のポスター等を掲示された場合	○ セクシュアルハラスメントを受けた 【解説】 ・ 胸や腰等への身体接触を含むセクシュアルハラスメントであつても、行為が継続しておらず、会社が適切かつ迅速に対応し発病前に決した場合 ・ 身体接触のない性的な発言のみのセクシュアルハラスメントであつて、発言の中に人間的関係が悪化した場合 ・ 身体接触のない性的な発言のみのセクシュアルハラスメントであつて、性的な発言が継続してなされ、かつ会社がセクシュアルハラスメントに対処していても適切な対応がなく、改善がなされなかった場合	【解説】 ・ 胸や腰等への身体接触を含むセクシュアルハラスメントであつて、行為は継続していないが、会社に相談しても適切な対応がなく、改善されなかった又は会社への相談等の後に職場の人間関係が悪化した場合 ・ 身体接触のない性的な発言のみのセクシュアルハラスメントであつて、発言の中に人間的関係が悪化した場合 ・ 身体接触のない性的な発言のみのセクシュアルハラスメントであつて、性的な発言が継続してなされ、かつ会社がセクシュアルハラスメントに対処していても適切な対応がなく、改善がなされなかった場合	